2　学科試験の期日及び場所　平成25年11月17日（日）　東京都、大阪市
3　申請書の受付期間　平成25年10月８日（火）から平成25年10月15日（火）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。
4　申請書の提出先
一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。
二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。
三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成25年10月18日（金）までに提出すること。
5　学科試験受験手数料
一　第１項第一号から第五号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。
二　第１項第六号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。
6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。
一　定期運送用操縦士（法規）
二　准定期運送用操縦士（法規）
三　二等航空整備士（法規）
四　一等航空運航整備士（法規）
五　二等航空運航整備士（法規）
7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。
8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３３号
山形県最上郡真室川町大字大沢2050番地
債務者　伊東マユミ
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第５０号
愛媛県宇和島市鶴島町１番６号　コーポラス正栄203
債務者　山本　秀生
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第５３号
愛媛県宇和島市住吉町２丁目１番22号　広瀬マンション106号
債務者　大森　理利
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第５４号
愛媛県宇和島市住吉町２丁目１番22号　広瀬マンション106号
債務者　大森ツルエ
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第８７号
宮城県遠田郡美里町青生字下山沢10番地１、従前の住所宮城県栗原市瀬峰愛宕９番地１
債務者　坂本　和義
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
宮城県大崎市古川中里１丁目５番10号、従前の住所宮城県大崎市鹿島台木間塚字小谷地385番地５
債務者　森田　洋子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
宮城県石巻市沢田字平形四番16　石巻バイパス用地仮設住宅22―11、住民票上の住所宮城県牡鹿郡女川町御前浜字御前12番地
債務者　阿部　浩太
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
三重県鈴鹿市長太旭町１丁目10番23号、前住所三重県鈴鹿市長太旭町４丁目６番33号
債務者　堀川　昌孝
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第８７号
宮城県遠田郡美里町青生字下山沢10番地１、従前の住所宮城県栗原市瀬峰愛宕９番地１
債務者　坂本　和義
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
宮城県大崎市古川中里１丁目５番10号、従前の住所宮城県大崎市鹿島台木間塚字小谷地385番地５
債務者　森田　洋子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
宮城県石巻市沢田字平形四番16　石巻バイパス用地仮設住宅22―11、住民票上の住所宮城県牡鹿郡女川町御前浜字御前12番地
債務者　阿部　浩太
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
三重県鈴鹿市長太旭町１丁目10番23号、前住所三重県鈴鹿市長太旭町４丁目６番33号
債務者　堀川　昌孝
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５１号
兵庫県豊岡市中央町10番35号、前住所兵庫県豊岡市泉町９番23号
債務者　レイ建築こと　稲垣　省吾
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
鳥取県境港市中野町255番地２
債務者　熊本亜紀子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１８０号
長崎県長崎市平和町11番５号　戸田ビル305、旧住所長崎県長崎市本尾町１番33号
債務者　山下菜美子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１１号
大分市中春日町11番34号　サンフローラ春日100
債務者　白川　美子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係